

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成24年6月14日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第40号所管分の審査	2
質疑（上村高義委員、三好義治委員）	
議案第43号の審査	8
質疑（三宅秀明委員、三好義治委員）	
議案第42号所管分の審査	11
質疑（三宅秀明委員）	
採決	12
所管事務調査について	12
閉会の宣告	13

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年6月14日(木) 午前10時 開会
午前11時10分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長兼会計管理者 乾 富治	政策推進課長 山口 猛
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事 山口 繁	防災管財課長 西川 聡 市民税課長 和田元伸

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件(審査順)

議案第40号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第43号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第42号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の
整備に関する条例制定の件所管分
所管事務調査について

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

さわやかないいお天気でございますが、本日は本会議に引き続き常任委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

過日の本会議で付託されました案件についてご審査を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

質疑のある方、お願いをいたします。

上村委員。

○上村高義委員 財産管理費の土地開発公社からの買い戻しで、先般、本会議でいろいろ質疑があつて、内容的には理解したんですけども、結果的に、現在段階で土地開発公社の持っている土地などの財産について教えてほしいと思います。

他市では、交野市が標準財政規模の140%ぐらいですかね、摂津市は20%とか10%ぐらいできたんですが、最終的に、どういう形になっているのかということだけ確認をしておきたいと思えます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 ご質問の土地開発公社の持っている財産についてお答えさせていただきます。

平成23年度末で保有している土地につきましては、千里丘にございます千里丘三島線の代替地と別府公園の用地、それから放置自転車置き場の用地と、千里丘三島線の用地でございます。千里丘三島線の代替用地、これは千里丘公民館の近接地にございますが、そちらの用地と別府公園の用地につきましては、今年度予算計上をしております防災広場の整備事業ということで、既に買い戻しを行っております。

現時点で所有しております用地につきましては放置自転車置き場の用地、それから、千里丘三島線の用地でございますが、千里丘三島線の用地につきましては、道路交通課で買い戻しが予算化されております。現時点では買い戻しは行っておりませんが、整備に伴います費用を道路交通課で予算化されておりますので、今後、買い戻しがされるものだと考えております。

現在、所有しております財産が、これが一定、今年度、この補正予算ですべて4物件が整理されることとなります。それ以降、所有しております財産につきましては、今後、公社の管理する費用、残会計として残して、例えばパソコンのリース費用であるとか、その辺を残しまして公社を一定、健全化させていきたいということで思っております。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 そういたしますと平成23年度末決算では約22億円ぐらいあったということで、標準財政規模からすると10%ぐらい該当するのかな、それがもうほとんどないということで、平成24年度が終わればゼロになるという理解でいいんですか。

そういった意味では、それがゼロになれば摂津市の全体の財政の健全化ということで、非常に他市に比べて健全財政だということになってきておりますので、先般、本会議で土地購入に当たっては審査会を設けて、きちり審査していくという話もありましたし、今後、そういうことがないようにしますということだったので、そのことを重々、私のほうからもきちり守るようにということをお願いして終わります。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 まず、8ページから9ページに財政調整基金の繰入金を2億250万円計上しておりますが、これも土地購入にかかわる部分だというふうに思っております。昨年、一昨年来、この時期に、こういった繰入金を入れる前に3月末での剰余金を充当した過去の経緯があるんですが、今年度についての、この剰余金が今、一体どういうふうになって、その剰余金の扱いと、この繰入金の相関関係について財政当局の今回の、この財政調整基金の繰り入れを行った定義について、一定、お聞かせいただきたいのと、5月の出納閉鎖、その時点における全体の剰余金並びに決算見込みで、どういうふうになっているか、わかる範囲で結構でございますので、お聞かせいただきたい。

もう1点につきましては、今、質問もありましたけれども、土地開発公社で準

備金の精算金が歳入で上げられ、放置自転車置き場、千里丘4丁目ですね、この土地を買い上げるという予算でございます。本会議場でもありましたように、平成6年から、ずっと塩漬け土地ということの中で、私もずっと追跡しながら、何せ土地開発公社の健全化を早期にやらなければならないということで、ずっとやっております、ようやく今回、4筆がすべてなくなるということで、一方では非常に喜ばしいことでございますが、ただ、事務的なことを申し上げますと、平成24年3月24日に土地開発公社の理事会が開催されたわけですね。そのときの土地売却計画明細書を見ますと、その時点におきますと道路用地1筆、公共用地2筆が平成24年度で買い戻しをするという理事会の決定でございます、当初予算で入れられましたのが、千里丘公民館の横の土地と別府公園、これが載っております。千里丘三島線用地については、これ今、言われる道路交通課で、また、今後、処置をされるということで理解はするんですが、ただ、今回、計上されております、この放置自転車置き場、いわゆる千里丘4丁目の土地については、その時点において24年度計画には計上はされておりました。これはどこで、どのように決定されて、今回、購入に至ったのか、まず、冒頭に、その点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それともう1点、やはり補正で載っております市たばこ税の大阪府への交付金でございますが、これは本会議場でも出ておりましたけれども、もっと具体的に言うならば、今年度の見込みは一体どうなっているのか、今、わかっている範囲で結構でございますから、この点についても答弁をお願いしたいと思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず、1点目でございますが、今回、補正財源に財政調整基金繰入金を充当しておりますが、過去の経緯では前年度の繰越金を財源として計上した経過もございます。今回につきましては、この財政調整基金2億250万円のうち2億円は市たばこ税大阪府交付金に当たる財源でございます。250万円は、これはJR千里丘駅エレベーター設置事業の起債充当残の一般財源250万円を、ここで財源充当したものでございます。

我々も、その補正財源に当たっては議論をいたしまして、決算が、まだ確定しない段階での繰越金の計上というのはいかなものかというご意見も、三好委員からずっとございました。現在、基金として潤沢とは言いがたいかわかりませんが、財政調整基金がございますので、一定これを入れることで補正財源を充てていきたいと。

あと決算が閉まりましたら剰余金が確定いたしますので、それについては今後の補正財源、我々も投じてまいりたいというふうに考えております。

次に、剰余金のご質問でございますが、現在、決算調整中でございますが、今のところ会計室からいただいております数字では、一定実質収支が1億8,400万円程度になるのではないかと、このうち2分の1を財政調整基金に、また、積みさせていただき補正を上げさせていただきますので、財源としては9,000万円程度が出てくるかなというふうに考えております。

続きまして、2点目の土地開発公社の理事会での土地取得計画の件と、今回、補正計上に至りました経過でございますが、過去から土地開発公社の健全化につ

いては、平成13年から始めてまいったわけでございますが、この間、国のほうで、平成21年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これが4月から施行されてまいりました。この中で一つの財政指標として将来負担比率というのは出てまいりました。これは当然ながら三セク、いわゆる土地開発公社の持つておる土地も含めて、将来、負担があるのではないかという比率でございます、この法律が施行された関連で、国のほうが平成21年の6月23日に第三セクター等の抜本的改革等に関する指針というのも打ち出しまして、結局、公社が所有しています土地を、いつ処理するんだというのを地方公共団体に対してプレッシャーというんですか、圧力をかけてまいりました。その財源として、いわゆる三セク債、これは起債同意の条件は土地開発公社の解散、議会の議決をもって解散をした上で起債同意しましょうというお話でございました。摂津市において、将来に連続立体交差事業でありますとか、大きな都市計画事業を抱えておりますので、土地開発公社の機能は今後も存続してまいらなければならないということで、今回、この三セク債という方向での改革にはなかなか乗れないなというお話になりまして、平成24年度の当初予算で緊急防災、減債事業債を活用しながら千里丘公民館の横の土地、別府公園の用地、これは処理してまいることができました。

一つ懸案の土地が今回、本会議でも議論がありましたJR横の千里丘の土地でございまして、これをいかに処理するかということで、私どもも、この年度の4月に大阪府と財政運営についてのヒアリングがございまして、ここで大阪府は土地開発公社問題について言及してまいりました。我々としましては、財源をいか

に手当するかということで、そのとき、大阪府市町村課の課長補佐等々とも議論をさせていただきまして、何とか現状の自動車駐車場として活用している、これを継続しながら起債の同意をいただけないかということで、るる協議してまいりまして、5月8日に一定、市の考え方を示してほしいということで、その方向で当分の間、現在、違法駐車対策としまして、一定、その効果があるということで現状の自動車駐車場を当分の間、継続しながら起債の同意をしていただける、いわゆる、そういう見込みがつかしましたので、今回、補正計上に至ったと。

事後であります、土地開発公社の理事会には、財源の手当がついたということで買い戻しのめどがついたということで、報告をお願いしようかなというふうに考えております。

○野口博委員長 全体の決算の状況だとか、市たばこ税の今年度の状況も質問されてますけれど、どうですか。

北野次長。

○北野総務部次長 市たばこ税につきましては、昨年度もそうでしたが、結局、夏場を過ぎた時期に一定、その売り渡し本数の増加が見られるというような現象が、ここ数年、続いております。

現状では、通常のたばこの売り渡し本数であろうかなというふうに考えておまして、財政担当といたしましては、今後もたばこ事業者に、本市にいただきまして、一定のたばこ税の納付をお願いできたらと。これにつきましても、次は10月議会になりますが、その議会の時点で明らかになってまいるのかなというふうに考えております。

決算の状況でございますが、先ほど申し上げた実質収支が1億8,400万円、それとともに基金を充当させていただ

ておるわけでございますが、23年度の主要基金の残高見込みでございますが、約62億円相当になりますが、このうち今回の補正で2億円程度入れさせていただいてますので、それとともに当初予算で取り崩している部分がございます。これを相殺しますと、現在の予算時点での主要基金は42億2,300万円程度になろうかなというふうに考えています。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 財政調整基金の繰り入れの関係につきましては、今、思い出しましたら、私が指摘しながら、やっぱり議会で明らかにした段階で剰余金は活用してほしいという要望、要請もさせていただきました。この運用については、私も間違いではなかったということで、決算で明らかにした段階で、また、そこで使途を考えていったらいいと思いますが、今の説明を受けると、その剰余金が、見込み額でございますけども、今年度も1億8,400万円の剰余金が捻出され、単年度黒字になっているということで決算が迎えられるということは非常に喜ばしいことですが、そういった、財源の活用については、また、我々と議論しながら、また、るる検討していったらいいということで、これは、この程度でとどめておきます。決算のときにまた、話ができる機会がありますのでね。

それと土地開発公社につきましては、数点ありまして、土地開発公社の健全化に基づいて清算できたということは、冒頭申し上げましたように、非常に皆さん方の努力の成果だというふうに評価しておきたいと思っております。

ただ、このこの放置自転車置き場の千里丘4丁目の土地について、やっぱり塩漬け土地であって、買い戻すから補給金は、もう出さなくていいから、これに対する

簿価額は、これ以上もう発生はしないのはわかっておりますが、やはり有効活用ということの中で今、年間九百十数万円、たしか雑入で入れておりますけど、これがいいのかどうかというよりも、もっと有効利用、活用ができることを、また、行政として考えていただきたいなというふうに思っております。

もともと代替地として購入した部分であって、それが今、時代の変化とともに、そういった売却ができないという今の状況でございますけども、有効活用が、さらにできるようにお願いしておきたいと思えますし、一方では、土地開発公社の、これまでのもともとの目的が、土地神話がなくなって、もう目的が非常に希薄になってきたという中で、私、気になるのは、土地開発公社を清算するのか、先ほど、課長の話ですと、土地開発公社は、そのまま残して、将来の阪急連続立体交差化、並びに正雀の開発とか、まだ、千里丘三島線の開発等々で公社は残さなければならないという判断をなされておりますが、土地神話がなくなったときに、先行取得が本当にいいのかどうかということは、私はいまだにちょっと疑問がありまして、またぞろ、こういう時代を繰り返すようなことにならないように努力していただかなければならないというふうに思うんです。

先ほど交野市とか寝屋川市、門真市が、ああいう状況になっているのは、あれは第二京阪が開通するのに土地開発公社が先行取得をして、その中で、今あれだけの簿価額が発生しているわけなんです。いわゆる我々、阪急連続立体交差化、これから20年先になるか30年先になるかわかりませんが、後世にきちんと残していくのに、その部分が同じような二の舞にならんようにしなければならないと

いうことが、非常に気になっております。その中で千里丘三島線、それから、正雀一津屋線、正雀の駅前開発も、これも新たにやっぱりいろんなことで土地購入をしなければならない。土地開発公社を残した段階のことを想定したときに、そのときの財源確保は一体どういうふうなことになるのかという部分と、土地開発公社を経由させなくて購入する場合の財源確保、こういった部分で行政として、この土地開発公社の精算金を、もうチャラにした段階での財源手だてというのは、将来的にどうなるのかということで、だから、一方では千里丘三島線は第四次行革の中でも土地開発公社の、今後の土地取得、これは土地開発公社だけでなしに、行政が土地を購入する場合でも一定の基準を定められております。これについては理解できるんですが、それぞれで財源の確保はどうしていくのかということですね。ですから、今、聞いているのは土地開発公社は休眠状態にするのか、廃止はしないのか、この辺の見解と、その場合に財源確保をどうしていくのか。

もう一つは損益計算書関係を見ますと、一般管理費81万6,182円が毎年経常経費として計上しておりました。先ほどパソコンだけは残すと言うておりますが、この81万6,000円の中には相当な消耗品関係並びに自動車関係もありますが、こういったところの清算はどうしていくのかについてお聞かせいただきたい。こういった質問をしているのも、多分、土地開発公社の質問については、きょうが多分、最後ぐらいの質問になると思いますので、その辺の将来見通しも含めて確認をしておきたいというふうに思っております。

それと、千里丘4丁目の用地買収での市債が発行できているんですよね、1億

4, 860万円。これはどういった定義で市債が発行できたんでしょうか。別府公園と千里丘公民館の横は防災とかいうことの中で、市債発行ができたんですけど、今回の、この1億4,000万円は、どういう名目での市債発行になっているんですか。土地購入だけでの市債発行というのは、目的がなかったら、なかなかできないというふうに理解しておったんですけども、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三好委員の2点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の今後の土地開発公社のあり方というお問い合わせでございますが、土地の取得の方法として、いろいろ方法がございます。まず、一番大原則は、我々、思っておりますのは、補正であり、当初予算であり、きちり予算に組み込んで議会の議決をいただいた上で取得すると、これが第一の方法であると考えております。

そのほかに例えば、現在、土地開発基金がございます。土地開発基金に用地を取得させる、これも先行取得の方法でございます。

3点目には、過去にもございましたが、公共用地先行取得特別会計を再度創設し、それでもって取得をするというのも一つの方法でございます。

最後に、この土地開発公社、これは過去の反省をしますと、要は原課から公社への依頼があって取得をすると、非常に手続が簡素過ぎたと、全然、制御がかかっていないというような形の中で、土地が取得されてきた経過がございます。本会議の議論でもございましたが、土地開発公社が先行取得をするに当たっては当然ながら、きちんとした事業計画、これは

つくっていただかなければならないと考えています。

当然、その事業計画の裏にはおっしゃっている財源、特に国費でありますとか、本当に、その国費がついた裏には地方債が充当できるのかどうか、そういうことも十分吟味しながら、土地開発公社を使っただけでいいというものが財政担当課としての考え方でございます。

それで、この年度末に土地の残高がゼロになります。そうなりますと事務負担がほとんどなくなってまいります。そういう意味では最初、西川課長が申しおりましたように、最小限の事務にしたいと、来年の当初予算になるんですが、今、公社が持っております、例えば車でありますとか、今、答弁にありましたパソコンでありますとか、これを市のほうに移管して、その経常の経費は一般会計の中で支出して、できるだけ公社の事務をなくす。我々としましては、公社は一定、大きな事業がございますので、存続させるという結論をしておりますので、公社存続のための理事の登記費用でありますとか、いわゆる、その部分だけに限定して公社の事務を動かしていきたいというふうに考えております。それが公社の将来の方向でございます。

あともう1点、地方債の件でご質問がございました。先ほども申し上げましたように、4月の財政の運営計画、あと5月8日での起債担当者のヒアリングの中で、いわゆる現状を正直にお話し申し上げました。現状は土地開発公社の土地に民間事業者が賃貸の駐車場を経営される。その賃料をいただいておりますというのを、しっかり話をさせていただいた上で、今後も、先ほど申し上げましたように駅前でございますので、放置自動車、いわゆる違法駐車自動車対策として、もうやっ

ぱり駐車場というのは必要であるという市の大きな方針があれば、当分の間、その方向で継続するならば、この用地の起債といたしましては、一般単独事業債の要件に何とか潜り込ませることができるのではないかということで、一定その一般単独事業債の同意が見込まれるということとあわせて、我々、あと、この充当率は75%でございますので、あとの25%については大阪府も、いわゆるそういう方向で公社の健全化に力添えをしていただけないかということで、大阪府貸付金、これを一定入れていただいて、今回、一般財源ゼロの買い戻しというようなフレームの予算を計上させていただいたという経過でございます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続きまして、議案第43号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件ということで、上程の際に、転居が完了したということでこの条例を出してこられたというふうな説明だったかと思えます。

公布の日から施行するというので、例えば、そこの電気等の契約の面について、もうそれは済んでおるのかについて、管理の状況についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 三宅委員のご質問

にお答えします。

今回、鯨生野第1団地、第2団地、それから、鳥飼野々団地、木造、準耐火、それぞれについて、今回、廃止ということで提案させていただいております。

全戸で84戸ございましたが、そのうち、実際に入居が当時されていた62戸、そのうち2軒が退去されまして、60軒につきまして移転をさせていただいたということでございます。

その移転につきましては、3月末で一応完了しております、それ以後、現地状況を職員が、確認しに行きまして、その後、大阪府を通じて、国のほうに廃止の手続をとったということで、今回、提案させていただきました。

現地状況ですが、既にだれも住んでおられない状況ですので、電気のほうとめさせていただいたり、防犯灯は残しておりますけど、それ以外は停止させていただいている状況でございます。

また、光熱関係、ガス、水道関係も停止しております。

ただ、鳥飼野々につきましては、周辺道路も自由に入れるような状況でしたので、入り口を封鎖するなり、住居の入り口を封鎖するなりという処置をさせていただいております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いろいろ説明いただきまして、理解をいたしました。入り口の封鎖等々もあります。これは今、質問したのは建物等が、そのまま置いておかれると、昨今の社会状況も考えますと、いろんなことが起こりそうだなという危惧があったからでございます。

今もう対処していただいている、適宜監視もしていただいていると思いますので、今後、適切な対応ということで、建物等については、お願いしたいと思います。

ます。よろしくお願ひします。

○野口博委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 条例からの削除だけでございますけども、これに関連いたしまして、今、三宅委員が言うておりましたが、鳥飼野々団地のほうは、今、建物入口のところにフェンスを張って、私も二日に1回ぐらいはずっと見に行っているんですけども、多分、この時期になると草もぼうぼうになってくる。こういったことについては、現地、現物を見ながら対処してほしいんですが、ただ、ここの全体のやっぱり解体から、将来どうなるんだというのが、やっぱり地元で一番やっぱり気になっているところでございまして、今回、廃止条例が出ています鳥飼野々団地も、鯨生野団地にしても、我々議会としては、一部売却という話を聞いておりますが、更地で売却するには、それなりの工程も、もうつくっていると思うんですが、これを、条例を廃止して、鳥飼野々団地が、これから工程、地元説明も含めて、どういうふうな今、計画になっているのか、お知らせいただきたい。

鯨生野団地についても、その辺についてお聞かせいただきたい。

それに関連して、何かやらなければならない部分、鯨生野団地だと投票所の関係がありますね。そういったことを含めて、今、話ができる段階で結構でございますので、その辺の計画について、さらに踏み込んで、そこの跡地が我々も本当は南摂津駅の駅前にコンプラと防災センターという話をしとったんですが、機が熟してないということの中で、鳥飼野々団地、鯨生野団地を含めて、改めて検討していきたいという話も伺って、それを了としております。これについても今、どの辺まで検討されているのかお聞かせ

いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 今回、条例を廃止いたしました二つの団地についてですが、今後、売却を一部予定しております。鯨生野団地及び鳥飼野々団地の跡地については、現在、建築課と協議しまして、解体に向けた設計委託のほうを発注しております。業者が決定して今、打ち合わせ中でございます。解体計画を今、策定中でございます。今後、積算を行いまして、まず、鳥飼野々団地のほうが自由に入出りできるということで先行解体いたしまして、続いて、鯨生野団地を順次解体する予定でございます。

特に鯨生野団地につきましては、コンクリートの建物になりますので、ほこりや振動ですね、その辺を十分に配慮した形で工事を実施してまいりたいと考えております。

解体工事完了後、一部売却用地の土地鑑定を行って、公売を実施してまいりたいと思います。

残った残地につきましては、今現在、政策推進課を含めて、どういう跡地活用、有効的な土地活用、それからその将来に向けての公共用地の計画を立てていくかということを含めて、今、議論しております。まだ現在、形はできておりません。

○野口博委員長 山口参事。

○山口総務部参事 今、西川課長から説明があったんですけども、ちょっと具体的に話をさせていただきますと、まず、鳥飼野々団地でございますが、今、解体に向けての設計委託をしております。予定でございますけども、8月ぐらいに解体業者を決定したいと思っております。

その決定後、業者と私どもと地元説明会をしてまいりまして、説明会后、8月

下旬ぐらいから、10月、11月ぐらいには完了したいなと思っております。

それと、鯨生野団地でございますが、そちらのほうは少しおくれますけども、8月から9月に説明会を開催させていただきまして、解体工事は12月末までには終わりたいなという、今の予定でございます。

○野口博委員長 最後のコミュニティセンター問題について、乾公室長。

○乾市長公室長 鳥飼野々団地の廃止、あるいは鯨生野団地の廃止等に伴う跡地の活用とも絡みまして、今現在、安威川以南地域のコミュニティセンター構想についての検討会を既に始めております。

内容といたしましては、公共施設全般の再構築についての考え方、それからまた、鯨生野団地につきましては、公民館も隣接しておりますので、公民館の現状、それからまた、両団地に集会所等がすぐそばにありますので、集会所等についてもどのようにしていくのかとか。

あるいは、コミュニティセンターをつくるには、当然、財源かかりますので、その財源のスキームといいますか、財源の確保はどのようにしていくのかとか。

あるいは、コミュニティセンターができたなら、どのような管理の方法が最も効率的で好ましいのかとか。

それから、当然のことながら、そのコミュニティセンターが持つ機能はどのようにすべきか、そういったことにつきまして、現在はちょうど意見交換を始めたばかりでございますが、これから秋に向けて内容をどんどん詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 鳥飼野々団地のほうにつきましては、鉄筋のブロックのほうが多分売却されるということを3月の委員

会でも確認をしております。

木造のほうには、今、市営住宅の集会所がありますし、前にはちびっこ広場がありますし、裏が木造住宅でございますが、解体をされた段階の中では、これは確認ですけども、今の集会所はそのまま残している状況だというふうに思っておりますが、その木造部分と、そのちびっこ広場、集会所の一角が公共用地として残ってくるんですね。その間、今の乾公室長の話をお聞きすると、今、コミュニティプラザのあり方について、いろいろ検討はさせていただいているというふうに伺いましたけれど、ただ、来年、早ければ早いほど地元はありがたい話なんですけど、ただ、今の状況から見ますと、まだ数年かかるんじゃないかなというふうに、議員からそんなこと言うたらあかんのですけど、早目に建設してくれということが本来の地元の願いでございますが、その間、やっぱり遊休地として遊ばすというのは、いかがなものかなと思ひまして、将来のやっぱりスペース、必ず駐車場も必要になってきますんで、そのスペースぐらいは、賃貸の駐車場、そういった活用をするようなことも考えなあかんし、地元は、やはり跡に何が建つんやと、いつから解体すんねんということは、大きなうねりになりかけているんで、スピード感のある対応をぜひお願いしたい。

鯨生野団地については、また、あそこはいろんな活用もやっておりましたので、それともう一方では、いろんな公民館の関連、それからJAの関連、こういったところもあります。そこも更地になった段階で、即、次の計画が組まれているような、これもスピード感のあることにさせていただきたいなと、更地で置いておくいろいろな要望が出てきますので、公共施設のあり方もスピーディにやっていた

だきたい。

私、個人的には今の現在、行政が提唱していることについては、十分理解はしているつもりでございます。だから、いかに地元を巻き込んでやっていただくか。

特に地域コミュニティということが今、盛んに言われております。これから、どんどん高齢化が進んでくるし、社会保障制度の一体改革、我々摂津市においても、社会保障制度の抜本改革をやらなければならないということの中で、やっぱり拠点づくりというのにも必要だというふうに思っております。

こういったことも視野に入れていただきながら、地元で迷惑かからんような対応をお願いしておきたいというふうに、要望として申し伝えておきます。

○野口博委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、本委員会が所管しますのは、あくまで、この事務分掌条例に限られてくると思うんですけれども、しかし、今回の条例制定につきましては、全委員会に付託が行っております。としますと、この影響は非常に大きいものが出てくると思ひまして、今回、全委員会に届くということで、事

務事業における、その影響、人事面について従前から準備をされていたかと思うのですけれども、その辺の現状についてお伺いしたいと思います。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 三宅委員のご質問にお答え申し上げます。

この議案第42号につきましては、住民基本台帳法の一部改正、また、外国人登録法、これに在留管理制度が変わることによって、外登法が廃止ということに伴うものでございまして、六つの条例、改正いたしております。この中で実際に事務として外国人登録事務というのがなくなりますので、主に、これ市民課になるかと思ひます。市民課の事務になりますけれども、いわゆる外国人登録原票、この登録制度がなくなります。そのかわり住民基本台帳法の中に外国人住民についても入れさせていただいて、いわゆる、今まででしたら外国人登録原票と住民基本台帳、両方を見ながらいろんなサービスの対象者をあてていかなければならなかったものが、一本化されまして、住民基本台帳法の項目も一部変更され、国籍の項目が追加されるとともに、例えば、外国人の国保の資格であるとか、こういうことも改正されますので、事務的には非常に効率的になるかと思ひます。

外国人登録事務でありますとか、それに伴う手数料の授受につきまして、これも廃止ということになりますので、そういう意味では人員的には、楽にとは申しませんが今までより少し余裕が出るのではないかと。ただ、移行に関しましては、この7月9日から施行ということになっておりますので、このあたりはしっかりと遺漏なきように取り扱いをしていかなければならないというふうに考えております。

また、あと、そのほか印鑑条例でありますとか、外国人の印鑑登録証明書の交付事務なんかも、これなくなりますので、あとは特に人的に、このことによって負担が生じるというようなことは、ほぼないのではないかなと、今後、恐らく権限移譲事務なんかがプラスアルファで来たときに、市民課事務でありますとか、窓口事務については再度、考えていかなければならないかなとは思っておりますけれども、この関係については、特に負担は、プラスの負担は生じないというふうに考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 ご説明いただきまして、負担はふえないであろうということでございました。従前の委員会等でも、この外登法の廃止等についてはご説明がありまして、総務のほうではシステムの変更もお話をいただいていた記憶もあります。いよいよ始まるということで、いろいろパンフレット等も配布されていたかと思うんですけども、やはり担当する職員の方々がシステムの移行、制度の変更についてしっかりと理解をされて、適切な対応がなされることが重要だと思いますので、その点について、始まってからしっかりと見直しも入れながら対応していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 ほかに質疑ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第40号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本委員会の所管事務調査についてを議題とさせていただきます。

これから視察事項等々含めて、ご協議をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時 9分 再開)

○野口博委員長 再開します。

視察先について、委員から長野県栄村と岐阜県多治見市、九州の福岡・大分方面などの提案があり、種々協議の結果、今年度は、防災行政に関して、和歌山県の新宮市と広川町に絞って、これから具体的に調整していただくこと、日程は、10月初めということで、そういう2点

で集約をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、そのように一応決定いたします。

引き続き協議を進めるということで、本日の委員会は、この程度にとどめます。これで本委員会を閉会します。

(午前11時10分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野 口 博

総務常任委員 村 上 英 明